

令和4年度 短期入所生活介護から本入所（特別養護老人ホーム）への転換 に係る事業者募集要項

1 募集の要旨

川崎市では、特別養護老人ホームなどの介護保険施設等について、「第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）」に基づき、計画的に整備を進めていくこととしています。

この度、既存の特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護から本入所への転換を希望する事業者の募集を開始します。

2 募集内容

対象区域	対象事業所	募集数
川崎市内	特別養護老人ホームに併設する既存の短期入所生活介護事業所	47床

3 転換時期

令和4年10月1日から令和5年3月1日まで

4 応募要件

下記の内容を必須要件とし、1つでも満たされない場合は、応募の対象外とします。

ア 当該事業所の用地が民有地であること。

イ 応募締め切り日（令和4年5月31日）時点で、開設後5年以上経過した事業所であること。

※転換する短期入所生活介護について、補助金等に係る財産処分の手続きが必要となる場合があります。

ウ 転換床数は、1施設あたり10床までを上限とすること。

エ 居室及びユニット単位での転換とすること。

オ 転換後の短期入所生活介護の床数が1以上であること。

カ 令和5年3月1日までに転換を行う計画とすること。

キ 開設後において短期入所生活介護事業の給付実績があること。

ク 転換後の短期入所生活介護の利用ニーズへの対応に支障がないこと。

5 選定方法

応募総数が募集数を上回る場合には、各種法令、人員・設備の基準及びその他の応募の要件を満たす計画であることを前提に、次のア～エの基準に基づき事業所の優先順位を決定し、優先順位の高い事業所から順に応募床数を足し上げ、応募床数に達するまで選定します。

ア 転換後の短期入所生活介護の床数が10以上であり、他の応募があった施設の当該床数と比較して多いこと。

イ 転換後の短期入所生活介護の床数が、他の応募があった施設の当該床数と比較して多いこと。

ウ 転換前の特別養護老人ホームの床数が、他の応募があった施設の当該床数と比較して少ないこと。

エ 当該開設場所での運営期間が他の応募があった事業所よりも長いこと。

なお、優先順位ごとに応募床数を選定し、募集数に対し最後に残った床数が、事業者の応募床数に満たない場合は、当該事業者と、残床数で対応可能か協議します。協議が整わなかった場合には、次順位の事業者と協議します。

6 応募手続き等

(1) 受付期間

令和4年5月16日(月)から令和4年5月31日(火) 郵送可(消印有効)

提出先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課 介護基盤係 宛て

※受付期間を過ぎてからの提出は、一切認められませんのでご注意ください。

(2) 質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問を、次のとおり受け付けます。

令和4年4月13日(水)から4月20日(水)まで

※質問書(様式1)を高齢者事業推進課介護基盤係まで、メール

(40kosui@city.kawasaki.jp)又はFAX(044-200-3926)にて提出してください。

※質問及び回答については、令和4年4月27日(水)以降に、川崎市ホームページへ掲載します。なお、質問受付期間の期日前及び期日後の質問には回答いたしません。

(3) 応募に必要な書類

応募に係る様式等は、本市ホームページに掲載します。

① 短期入所生活介護の本入所への転換計画書(様式2)

② 別途添付が必要な書類

ア 短期入所生活介護事業所及び特別養護老人ホームの各階平面図

※現状の短期入所生活介護事業所の平面図に、転換する居室等、特別養護老人ホームとしての指定を希望する部分を明記して下さい。併せて、特別養護老人ホームの各階平面図を添付して下さい。

イ 特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護稼働率(過去3年分)(様式3)

ウ 転換後における特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の収支予算書(転換後2年分)(様式4-1、様式4-2、様式4-3)

(4) 提出方法

① 書類をフラットファイルに綴じて、背表紙及び表紙に事業所名と法人名を記載し、提出資料の項目ごとにインデックスをつけたものを高齢者事業推進課介護基盤係あてに2部提出してください。

② 併せて、高齢者事業推進課介護基盤係あてに、メールで電子データ一式(様式等はPDF化しない)も提出してください。

メールアドレス: 40kosui@city.kawasaki.jp

(5) 応募に係る留意事項

① 受付期間を過ぎた転換計画書の提出差替及び追加等は一切受理できません。ただし、本市が転換計画書の差替及び市長が必要と認める書類等の提出を求めた場合はこの限りではありません。

- ② 転換計画書の作成に係る費用は、全て応募事業者の負担とします。また、提出された書類、図面等は返却いたしません。
- ③ 提出された転換計画書は、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づき、公開請求の対象になります。事業者名、その他の情報（個人情報及び内部管理情報等を除く）を公開する場合があります。
- ④ 虚偽その他不正な内容で提出がされた場合、転換に係る事業者としての資格を無効とします。
- ⑤ 転換する短期入所生活介護について、過去に国・県・市から補助を受けて整備した施設の場合は、財産処分の手続きが別途必要となる場合があります。
- ⑥ 選定された事業者は、転換に伴い、短期入所生活介護の空き情報等を定期的にホームページ等で公表するように努めてください。
- ⑦ 川崎市老人福祉施設育成費助成金の職員雇用費の助成対象施設については、転換に係る事業者として選定された場合に、本入所定員が増加することで助成金額の変更や助成対象外となる場合があります。

このため、令和4年度の助成金事務手続きの都合上、助成対象施設に対して、本事業者募集への応募の意向を受付期間前に確認させていただきます。

7 選定結果の通知及び公表

選定結果については、応募事業者に通知します。

また、選定結果（応募事業者名、施設名、所在地、転換床数、転換時期等）は、本市のホームページ等で公表します。

8 選定した転換計画書の取消し

選定された後に、申込内容と実際の転換計画が成立しないことが判明した場合や、重大な不備があることが判明した場合には、選定を取消す場合があります。この場合、その時点までに要した費用等は事業者の負担とします。

9 スケジュールについて

令和4年3月25日（金）～	募集の開始
令和4年4月13日（水）～ 4月20日（水）	質問の受付
令和4年4月27日（水）～	質問の回答
令和4年5月16日（月）～ 5月31日（火）	転換計画書受付期間
令和4年7月中（予定）	選定結果通知
結果通知以降	変更届出事前相談・変更届出書提出 ※高齢者事業推進課事業者指定係と調整してください。 ※変更届出書の提出は、転換日の1か月前までに行ってください。
転換時期 令和4年10月1日から令和5年3月1日まで ※令和5年3月1日を転換実施時期とする場合、令和5年2月1日までに事業者指定係へ変更届出書の提出が必要となります。	

【担 当】

(募集要項に関すること)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課介護基盤係

電 話 044-200-0454

F A X 044-200-3926

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

(整備費補助金の財産処分に関すること)

川崎市健康福祉局総務部施設課

電 話 044-200-0466

F A X 044-200-3926

E-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

(変更届に関すること)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

電 話 044-200-2633

F A X 044-200-3926

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

【郵便物送付先】(応募書類提出先)

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課介護基盤係担当宛

【事務所所在地】

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア 西館10階

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課介護基盤係